

日本反核法律家協会 2020 年総会議案書

2020/11/14

I. 情勢の特徴と私たちの課題	1
II. 活動報告	8
III. 活動方針	12
IV. 会則改定案	16
V. 役員体制	18

日本反核法律家協会

(事務所) 〒160-0007 東京都新宿区荒木町 20-4 フリーディオ四谷三丁目 906

(連絡先) 大久保賢一法律事務所 TEL:04-299-2866 FAX:04-2998-2868



I. 情勢の特徴と私たちの課題

前回総会後の情勢変化を踏まえ、新局面での私たちの課題を検討する。

(1) コロナ危機が炙り出したもの

2019 年 11 月に発生した新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) は、瞬く間に世界中を席卷し、翌 2020 年 1 月には WHO (世界保健機関) が「世界的な緊急事態」を宣言し、今日に至るも収束の兆しは見えない。国・地域によっては「都市封鎖」が行われ、日本国内においても 2020 年 4 月 7 日、安倍首相は緊急事態宣言を発令した。5 月 25 日に解除宣言が出されたものの、その後も感染拡大の状況は予断を許さない。

現時点 (10 月 9 日現在) での世界的な感染者数は 3650 万人を超え、死者数は 106 万人を超えた。日本国内でも大都市圏を中心に感染者数は増え続け、重症患者数の増加が懸念されている。ウイルスとのたたかいは、長期化する可能性が高い。

新型コロナウイルスの特徴は、その感染が広く速いこと、感染経路が不明な場合があること、治療薬・ワクチンの開発が急がれているものの未だ決め手となる治療法が確立していないことなどにある。のみならず、世界同時に発生していることから、世界経済に致命的な打撃を与えている。世界中でヒト、モノ、カネの動きが停滞していることにより、多くの失職者が生み出されている。COVID-19 が蔓延する前から存在する経済的弱者や途上国、また紛争の絶えない地域などではよりいっそう深刻で危険な状況に至っている。

コロナ危機は、私たちが、いかに脆弱な土台と、不安定な政治的、社会的な諸条件の上に生存・生活しているかを炙り出した。

その脆弱性の原因を探り、この危機を人類全体が乗り越えるための叡智を結集する必要がある。少なくとも、どんな軍備・兵器 (核兵器含め) もウイルスに打ち勝つことはできない。ウイルスとのたたかいは軍事力は無力である。国連のグテーレス事務総長は 3 月 24 日、COVID-19 の感染拡大を抑え込むために世界的な停戦を呼びかけ、その後も経済的苦難に直面する途上国への緊急支援や、気候変動への対処と感染拡大からの回復とを「手と手を取り合って」実施する必要がある、という時宜にかなった提案をしている。軍事優先の国家体制、自然環境に配慮せず、貧困と格差を増大する経済体制、医療・福祉が未成熟な社会体制からの脱却が求められているのである。

(2) コロナ危機の陰で進む核軍拡・米中ロ関係悪化がもたらす緊張

米科学誌「原子力科学者会報 (BAS・Bulletin of the Atomic Scientists)」は 2020 年 1 月 23 日、地球滅亡までの時間を示す「終末時計」の針が昨年より 20 秒進んで残り 100 秒となり、1947 年の開始以降、最も「終末」に近づいたと発表した。その理由として「世界は今、複雑な脅威に対抗するための最も効果的な手段を軽視し、放棄している権力のある指導者たちによって脅かされている」、「超大国間の危険な対抗や敵意が、核をめぐる大失態を犯す可能性を高めている。気候変動はこの危機的状況を悪化させている」、「イラン核合意の崩壊や、北朝鮮の核兵器開発、米国や中国、ロシアなどからの核拡散が継続していることなどにより核兵器の脅威は高まっている」ことが挙げられている。核兵器使用の敷居が低くなっていること、気候変動に対し有効な手立てがとられていないことを理由に、数万発の核兵器が存在したピーク時よりも、現在の方が「終末」に近いとされている。

現在、世界にはおよそ 13,410 発の核弾頭が存在するといわれる (2020 年 6 月 RECNA

資料¹より)。そしてコロナ危機の陰で、尚、核軍拡が進められている。

米国トランプ大統領が議会に提出した「中国への戦略アプローチ」と題する報告書では、「中国は、貿易・投資、表現の自由と信仰、政治的干渉、航空と航行の自由、サイバー諜報と窃取、兵器の拡散、環境破壊、世界的な保健問題などの分野で、多くの約束を果たしていないから、穏健な外交が無益と分かれば、中国政府に対する圧力を強化し、見合う代償を課すことで国益を守る行動をとる。中国による大量破壊兵器の使用やその他の戦略攻撃の抑止を意図した新型核の開発など、核兵器の最新鋭化を重点的に進める。すでに実戦配備されている小型核弾頭 W76-2 や開発中の海洋発射型巡航ミサイル(SLCM)なども、ロシアだけではなく中国にも使う」などとされている²。

さらに、2020年5月22日付米紙ワシントン・ポストで、米国の政権内では1992年以降実施していない核爆発実験を再開するかどうかの議論が行われたことが報じられた。同紙によれば、国家安全保障関係の会議で、ロシアと中国は低出力の核実験を実施している。両国との交渉をするうえで、米国が「すぐに実験できる」ことを示せば優位に立てるとの議論になったという。核爆発実験再開について結論は出なかったものの、もしもこれが再開されれば「他の核兵器国へ後に続くように招くもの」、「前例のない核軍拡競争の号砲となるかもしれない」（ダリル・キンボール軍備管理協会会長）のである³。

既に米国は、INF全廃条約やイラン核合意から離脱し、加えて、非武装偵察機の領空内飛行を相互に認める「領空開放（オープンスカイ）条約」からの脱退も通告している。2021年2月に期限を迎える新戦略兵器削減条約（新START）の行方も危ぶまれている。米ロの延長交渉の中で、ロシアは継続の意向を示しているが、米国が中国を加えるべきだと主張し交渉が難航しているためである。一方、中国は米ロの核軍縮が先だと参加を拒否している。

他方、ロシアのプーチン大統領が2020年6月2日「核抑止力の国家政策指針」に署名し、ロシアや同盟国に対して弾道ミサイル発射の確実な情報を入手した場合等に通常兵器による攻撃に対しても核で反撃する姿勢を明らかにしている⁴。

このまま新STARTが延長されずに失効すれば、米ロという核超大国の手を縛る軍備管理条約は失われ、中国も巻き込む核軍拡競争は野放しになってしまう恐れが生ずる。

(3) 2020NPT と核兵器禁止条約（TPNW）をめぐる状況

2020年4月末より開会が予定されていた2020NPT再検討会議は、COVID-19の世界的感染拡大により延期となった。2021年1月に延期後の再検討会議開催が見込まれているものの、未だ確定していない。上記（2）で述べたとおり核軍拡が懸念される厳しい国際環境にあって、2020年はNPT発効50年の節目の年であり、かつての「合意」や「誓約」を想起し、核軍縮に舵を切ることができるかどうか注目されていた。

NPT発効50周年に際して、3月10日国連安保理常任理事国（P5）政府による共同声明⁵が発出された。NPT体制の堅持と「核不拡散」を強調するものの、核軍縮交渉の完結や核兵器禁止条約（以下TPNW）には全く触れられていない。一方、5月19日に発出された17

¹ https://www.recna.nagasaki-u.ac.jp/recna/nuclear1/nuclear_list_202006 参照。

² 2020年5月23日付『赤旗』他、参照。

³ 2020年5月24日付『赤旗』他、参照。

⁴ 2020年6月3日付『日経新（電子版）』他、参照。

⁵ <https://jp.usembassy.gov/ja/nuclear-nonproliferation-50-years-ja/>（国務省報道官室）に日本語仮訳掲載。

カ国共同コミュニケ⁶では、NPTの役割に信頼を寄せつつ、1995年、2000年、そして2010年NPTにおける核軍備撤廃、全面廃絶を達成するとりくみを加速させるという誓約を再確認し、核兵器国に対し誓約の実行と核軍縮義務の履行を迫る内容になっている。P5の共同声明も17カ国共同コミュニケも、NPTを国際秩序における重要な礎石ととらえ堅持する姿勢は共通しているが、核廃絶を「究極の」目標とするP5と、NPT6条の履行の加速を求める17カ国とでは、明らかにスタンスは異なる。

市民社会の側からは5月11日、世界の80を超える反核市民組織(NGO)がNPT締約国に対して共同声明を発している。この声明は、原爆投下75周年の今、Covid-19パンデミックの最中でも地球規模で悪化する気候危機や、核戦争の脅威という「パスポートなき問題」を見失ってはならないという問題意識の下、NPT締約国に向け、NPT6条の目標(核軍縮の誠実な交渉と完結)に向けた行動計画を作成し、軍縮に必要な機運を醸成し、核戦争の惨禍から人類を救うための努力を求めている。2020NPT延期によって生まれた追加的時間を「賢明に生かそう」という呼びかけは時宜にかなったものといえよう。

TPNWをめぐるのは、署名84カ国、そして2020年10月24日ホンジュラスによる批准書の寄託により、発効要件である50カ国の批准国⁷に到達した。これによりTPNWは、90日後の2021年1月22日に効力を生ずることになる(TPNW15条)。2017年7月7日にTPNWが国連で採択されて以来、同年の署名開放日(9月20日)または核兵器の全面的廃絶のための国際デー(9月26日)前後に批准ないし加入する例が多い。2020年は特に、原爆投下75周年が意識されたためか、8月6日、9日に批准書を寄託する国が数カ国あった。TPNW発効前後に開催が見込まれる延期後のNPT再検討会議への影響も見逃せない。

TPNW発効により「核兵器のない世界」に向けての重要な法的枠組みが形成されることになる。そして、核兵器は「汚名」を着せられ、「正統性」を剥奪されることになる。しかしながら、TPNWが発効しても、ただちに核兵器がなくなるわけではない。核保有国・依存国は徹底してこれに抵抗することが予想される。上記(2)で触れたように、核大国はそれぞれに核兵器使用の敷居を引き下げ、国家の安全保障を核兵器に委ねる姿勢を崩さない。その根底にあるのは「核抑止論」である。

(4) 日本政府の姿勢と国内の動向

国内の状況をみると、2020年版「防衛白書」は次のような認識を示している。わが国は

⁶ アルジェリア、オーストリア、ブラジル、チリ、コスタリカ、エクアドル、エジプト、インドネシア、アイルランド、マレーシア、メキシコ、モロッコ、ニュージーランド、ナイジェリア、フィリピン、南アフリカ、タイの17カ国。

<http://www.antiatom.org/Gpress/?p=18106> (原水協通信 on The Web) に全文掲載。

⁷ ガイアナ、タイ、バチカン、メキシコ、キューバ、パレスチナ、ベネズエラ、パラオ、オーストリア、ベトナム、コスタリカ、ニカラガ、ウルグアイ、ニュージーランド、※クック諸島、ガンビア、サモア、サンマリノ、ヴァヌアツ、セントルシア、エルサルバドル、南アフリカ、パナマ、セントビンセント及びグレナディーン諸島、ボリビア、カザフスタン、エクアドル、バングラデシュ、キリバス、ラオス、モルディブ、トリニダード・トバゴ、ドミニカ、アンティグア・バーブーダ、パラグアイ、ナミビア、ベリーズ、レソト、フィジー、ボツワナ、アイルランド、ナイジェリア、ニウエ、セントクリストファー・ネイビス)、マルタ共和国、マレーシア、ツバル、ジャマイカ、ナウル、ホンジュラス。※クック諸島、ニウエは、同条約に調印せず加入書を国連に寄託

<http://www.antiatom.org/Gpress/?p=15223> (原水協通信 on The Web より。出典：ICANのサイト https://www.icanw.org/signature_and_ratification_status)。

これまでに直面したことのない安全保障環境の現実の中にあり、その原因として、北朝鮮による度重なる弾道ミサイル発射、中国による一方的な現状変更の試みの執拗な継続をあげている。東アジアの安全保障環境は、わが国がこれまで直面したことのない厳しいものがあり、その要因は北朝鮮と中国にあるとしている。

そして防衛の目標として、①平素から、わが国が持てる力を総合して、わが国にとって望ましい安全保障環境を創出する。②わが国に侵害を加えることは容易ならざることであると相手に認識させ、脅威が及ぶことを抑止する。③万が一、わが国に脅威が及ぶ場合には、確実に脅威に対処し、かつ、被害を最小化する、という3点を挙げている。①では、防衛の目的は「望ましい安全保障環境の創設」とされ、②、③では「抑止力」の確保が示されている。②は、報復に基づく抑止といわれるもの、③は損害限定に基づく抑止といわれるものである。いずれも、恐怖に基づいて均衡を保とうという考えであり、その均衡が破綻した場合には、お互いが間違いなく破壊されることを容認する、相互確証破壊（MAD）といわれる議論である。

さらに、核については次のようにいう。「核兵器の脅威に対しては、核抑止力を中心とする米国の拡大抑止が不可欠であり、わが国は米国と緊密に協力していくとともに、わが国自身による対処のための取組を強化する。同時に、核軍縮・不拡散のための取組に積極的・能動的な役割を果たしていく」。ここでは、米国の「核の傘」に依存することと、わが国もその取り組みを強化することが語られ、核軍縮や不拡散が取って付けられている。核兵器に依存してわが国を防衛するとしながら、核軍縮を語る矛盾に無頓着なままである。

中国の危険性や北朝鮮の行動を敵視しつつ、日米関係強化を図る姿勢が顕著であり、米中関係の緊張緩和や北朝鮮との融和政策などは全く問題にされず、もとより米国の核政策についての異議も述べられていないし、核兵器依存と武力行使容認の姿勢に変化はない。

このような認識にたつて、日本政府は、核兵器国と同様に、TPNWは核兵器の全面禁止と廃絶を志向するものであり、安全保障環境を無視するものであつて、賛成することはできない、だから、署名もしないし批准もしないとしている。政府がこの条約を容認することは、安全保障政策の根本的見直しを求められることになる。核兵器に依存する安全保障政策とTPNWは原理的に対立するのであり、両者間に中間点などは存在しない。そこに「架橋する」ということは不可能である。日本政府もまた、核兵器に依存したいので、TPNWを敵視するのである。

のみならず政府・自民党が陸上イージス・アショア配備断念を受けて検討を始めたミサイルの発射基地そのものを直接破壊する「敵基地攻撃能力の保有に関する議論」において、最近では、防衛省の関係者から「最も確実かつ迅速に発射前の核兵器を撃破しうるオプション」として、核兵器の限定使用も万一に備えた選択肢に含めようという提案まで行われている。核兵器による「敵基地攻撃論」である。対話によらず相手に脅威だけを与える強硬姿勢は、憲法を踏みにじり、「無視してはならない」はずの日本の安全保障環境に悪影響を及ぼすことは間違いない。

2020年8月28日、安倍首相が辞任を表明した。的の外れた場当たりのコロナ対策で内閣支持率の急落を招いたことが直接のきっかけであろうが、2015年の安保法制（戦争法）強行に抗して生まれ、育まれてきた市民と野党の共闘によって追い詰められたことがその背景にある。7年8ヵ月にわたる安倍政治は、憲法違反と民主主義の破壊、政治の私物化に終始したが、安倍首相が「政治生命」を賭していた「改憲」をその任期中にさせなかったことは、市民と野党共闘の力のたまものである。しかしながら、安倍路線の継承者を任ずる菅義偉が首相の座に就いても核兵器依存の姿勢は変わらないであろう。根本的な政策転換が求められている。

国内の司法の面では、この間いくつかの動きがあった。まず、ノーモア・ヒバクシャ訴訟において、広島高裁・名古屋高裁における原爆症認定却下処分取消、福岡高裁における却下処分維持、これら3件の判断に対する上告審となった最高裁第3小法廷は、2020年1月21日異例の口頭弁論を開いたが、翌2月25日、広島と名古屋の高裁判決を破棄し認定却下処分の取消を求める被爆者の請求を棄却、そして福岡高裁判決に対する被爆者の上告を棄却するという極めて不当な判決を下した⁸。原爆症認定集団訴訟のたたかいによって「放射線起因性」に関する判断でことごとく敗訴してきた厚労省は、「要医療性」の枠を使って原爆症認定を狭め、認定後も「要医療性」がなくなったことを理由に医療特別手当を打ち切る等の策に出た。今回の最高裁判決は、歪んだ被爆者行政をそのまま追認するものであった。続く2020年6月3日大阪地裁では長崎で被爆して乳がんを発症した女性に対する原爆症を認定し却下処分取消の判決⁹が、同6月22日広島高裁では被爆者11人の訴えに対し、一審で全員退けられた原爆症認定却下処分のうち、5人について却下処分取消の逆転勝訴、残る6人について一審判決を維持するという判決¹⁰が出されている。

次に、ビキニ事件被ばく船員12名が2020年3月30日、全国健康保険協会による処分取消と国に対する損失補償を求めて高知地裁に提訴¹¹し、7月31日には第1回口頭弁論が開かれ、今後訴訟への支援・協力が求められるところである。

また、原爆投下直後の放射性物質を含む「黒い雨」を浴びながら被爆者健康手帳交付却下処分を受けた原告らが処分取消と手帳交付を求めて争った「黒い雨」訴訟では、2020年7月29日広島地裁は全面勝訴の判決¹²を言渡した。しかしながら、被爆者と広範な支援者の控訴を断念せよとの声に背を向け、国と広島県及び広島市は、8月12日広島高裁に控訴した¹³。原告団・弁護団は、不当な控訴に抗議し、控訴の取下げ・全員救済を求めて二審でもたたかいぬく決意を表明している。

尚、脱原発訴訟においては、COVID-19の影響により各裁判所で訴訟手続きが中断を余儀なくされる中、4月17日広島高裁で「上関原発自然の権利訴訟」で控訴棄却の判決が、7月6日仙台地裁で女川原発差止仮処分申立てを却下する決定が出された。原発被災者救済の面では、2020年3月12日いわき避難者訴訟について、仙台高裁は被告東電の悪質性を認定して「中間指針等」の水準を越える賠償額を認容する判決を下し、現在上告審で係争中である。続く同9月30日、福島原発生業訴訟（「なりわいを返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟）控訴審で、同じく仙台高裁において、被告東電の主張を厳しく斥けるとともに被告国の法的責任を認める判決を下した。高裁レベルで国の責任を認める判決が出されたのは初めてのことであり、その意義は大きい。

⁸ 機関誌『反核法律家』No.103（2020年夏号）掲載の『『最高』裁判所は『最低』裁判所だった』佐々木猛也論稿（34頁以下）並びに藤原精吾論稿「2020年2月25日言渡しのノーモア・ヒバクシャ訴訟最高裁判決」（38頁以下）参照。

⁹ <https://www.jiji.com/jc/article?k=2020060300748&g=soc>
（時事ドットコム2020年6月3日付）参照。

¹⁰ https://www.jcp.or.jp/akahata/aik20/2020-06-23/2020062304_01_1.html
（しんぶん赤旗電子版2020年6月23日付）参照。

¹¹ 機関誌『反核法律家』No.103（2020年夏号）掲載の「ビキニ水爆被災事件と労災認定訴訟、その経緯と争点について」間間元論稿（43頁以下）並びに「ビキニ事件の被ばく船員に救済の途を」南拓人論稿（47頁以下）参照。

¹² 2020年7月30日付『赤旗』他、参照。

¹³ 2020年8月13日付『赤旗』他、参照。

(5) 新たな変化の兆し

上記(3)で述べたとおり 2020 NPT 再検討会議は延期され、同時期にあわせて開催されるはずだった原水爆禁止 NY 世界大会は中止となった（但し、オンライン世界大会が開催された）。「Ⅱ.活動報告」で詳述するが、当協会は NPT 再検討会議サイドイベント及び NY 世界大会で行われるワークショップにとりくむ予定だったため、延期・中止はその意味で遺憾なことであった。原爆投下 75 年、NPT 発効 50 年という節目の年にあたり NY で行われるはずだった世界大会は、次のような特徴/意義があったことから、やむを得ないことながら現地開催中止は惜しまれる。

第 1 に毎年広島・長崎で開催されてきた世界大会が、原爆投下国の大都市 NY での開催という運びになった。これは米国を含む世界の反核平和勢力の共同の成果である。第 2 に、世界大会共同主催者として日本からは、日本原水爆被害者団体協議会（日本被団協）はもとより、原水爆禁止日本協議会（原水協）と原水爆禁止日本国民会議（原水禁）双方が名を連ねていることである。1962 年以来半世紀以上分裂状態にあったが、この世界大会での協力という形で修復されていることは大きな意味があった。第 3 に、世界大会のテーマとして、従来の核兵器廃絶に加え、気候危機の阻止と反転、社会的経済的正義の実現を掲げていたことである。呼びかけ文では、高まる核戦争の危険と気候変動を「人類の生存にかかわる 2 つの脅威」と位置付けていた。

原水禁世界大会に掲げられたテーマは、いずれも「パスポートなき問題」であり、同時に人類と地球の将来にかかわる問題である点で共通している。これまで核廃絶の課題と気候変動阻止等の課題とが相互に関連する課題であるとの認識はあっても、それぞれとりくむ課題によって異なる主体が一堂に会する機会はほとんどなかった。しかし、NY 世界大会中止にともない開催されたオンライン世界大会¹⁴では、それが実現し、環境問題・気候変動に強い関心を抱く将来世代が、今、核廃絶の課題にも大きな関心を寄せつつある。

現地開催では参加困難だった人同士が、オンラインシステムの活用により双方向で語り合うことを可能にしたという新たな側面も見逃せない。核兵器の脅威からの解放は、気候変動への対抗、利潤追求優先や「力による支配」への抵抗と同様に、自らの未来を切り開くための営みと捉える若い世代に新たな変化の兆しをみることができる。後述のとおり（Ⅱ.活動報告 11 項、12 項参照）青年たちは自らの創意工夫で、被爆者とともに、TPNW 署名・批准を求めて大使館・領事館を訪問する「大使館応援ツアー2020」や、被爆者の「オンライン証言会」にとりくんだ。

もう一つの新たな変化は、アメリカ国内における意識の変化である。従来、「原爆投下が戦争を終わらせた」「原爆投下が米兵と米国民の命を救った」という歴史観が主流であったアメリカにおいて、若い層を中心に、「原爆投下は必要なかった」との認識が広がりつつある。2020 年 8 月 5 日、米紙ロサンゼルス・タイムズ（電子版）は、米軍による広島と長崎への原爆投下について「米指導層は不要だと分かっていた」とする歴史学者による寄稿文を掲載した¹⁵。ワシントン・ポスト紙も、日本の降伏は確実視されており、米政府が意図的に必要論を流したというノンフィクション作家の指摘を掲載している。

これらアメリカ国内の意識の変化には、被爆者が長年自らの体験を語り継ぎ、その非人道

¹⁴ オンライン原水禁世界大会ニューヨークの詳細は、日本原水協のサイトの以下から閲覧視聴できる。http://www.antiatom.org/intro_activity/2020wcnv.html

¹⁵ <https://www.jiji.com/jc/article?k=2020080600833&g=int>

（時事ドットコム 2020 年 8 月 6 日付）他、参照。

性を明らかにしてきたことが背景にある。ヒバクシャ国際署名は、2020 年 9 月の集約で 1260 万筆を越えるに至った。核をめぐる「神話」の一つが崩れ去ろうとしている。

(6) 私たちの課題

上記(3)で述べたとおり、TPNW は 2021 年 1 月 22 日に発効する。これまで私たちは TPNW を一日も早く発効させるために尽力してきたが、発効後も核保有国・核依存国の激しい抵抗が予想されることから、私たち法律家は引き続きこの抵抗を打ち破る努力をしなければならぬ。TPNW は核保有国・核依存国の参加に道を開いている。核を「廃棄して参加」することも「参加して廃棄」することも想定しているのである。今後 NATO 諸国や日本のような核同盟国が TPNW に参加する場合の法的・政治的課題を整理し、署名・批准への道筋を明らかにすることは、私たち法律家に課せられた重要な役割である。

また、TPNW は発効後も署名し批准するという二段構えの参加の仕方が想定されていることから、先に署名をして条約の趣旨目的を損なわない義務を受け入れ、地域関係国間の信頼醸成を進め安全保障環境を整えるプロセスと並行してすすめていくことも可能になる。こういった内容を市民社会に周知せしめ、政治家・議員たちを啓蒙していくことも私たち法律家の果たすべき役割である。また政府が直ちに署名・批准しなくても、締約国会合への参加を促すとりくみも必要になる。

同時に、核武装国が TPNW をすぐに批准しない場合に備え、他の解決策も提案する必要がある。例えば、査察を伴う核兵器削減交渉の推進、包括的核実験禁止条約(CTBT)の発効推進などである。

また、核軍縮と国連の人権メカニズムを架橋することである。例えば、2018 年国連人権規約委員会は「無差別的で、壊滅的規模で人命を破壊する核兵器の威嚇または使用は、生命に対する権利の尊重と相いれず、国際法に基づく犯罪に該当しうる」という一般的意見を採択している。これは、TPNW を推進してきた人道的アプローチを国際人権法の体系に取り込もうとする試みである。核軍縮という政治的課題を国際人道法のみならず国際人権法という法的枠組みと結び付ける試みでもある。私たちは、国連人権メカニズムを大いに活用していかなければならない。

さらに、ウラン採掘、劣化ウラン、核実験、軍備取引条約(Arms Trade Treaty)の観点からの武器輸出などにかかわる国内および国際訴訟の提起。核軍縮の停滞と核武装国が核兵器の近代化に巨額の投資をしている事実があるので、再度、国際司法裁判所の勧告的意見を求める新しいキャンペーンに着手することなども検討する必要がある。

あわせて、気候変動問題を将来世代、人権、開発・発展問題と結びつけて考慮に入れなくてはならない。核兵器も気候変動も人類の文明の将来に脅威をもたらすものであり、多国間条約に基づく地球規模での解決を必要としている。法律家として貢献できる課題は多い。

これら個別課題とともに、私たちは「核抑止」論の言説に立ち向かう必要がある。核兵器は「全面核戦争を防ぎ」「長い平和をもたらした」「秩序の兵器」であるとする、まやかしの議論を放置することはできない。今なお「核の存在が他国からの攻撃を防いでくれる」という声は市民の間でも根強い。これに対し、一つずつ丁寧に誤解を解いていくことが求められる。

「核抑止」とは核軍備により「自国を攻撃すれば、それ以上の損害を与える」と相手を脅し、相手の行動を制御するという考え方であり、したがって国家の安全保障には核兵器が不可欠だとする立場である。しかしながら歴史的事実を冷静にみれば、アメリカの核独占が崩れて以降、決して「(恐怖の)均衡」が訪れることはなく、相手の軍事力を正確に把握する

方法がない以上、際限ない核軍拡の泥沼に陥らざるを得なかった。核兵器国は増え(水平的拡大)、核兵器の性能も高まっている(垂直的拡大)。「核抑止」が「核拡散」を招いてきたのである。そもそも相手がどう考えるかは相手が決めることで、「核の脅し」に相手が屈するかどうかを自分で決めることはできない。「核抑止」論には、抑止が成功するかどうかは、相手の主観に依拠せざるを得ないという致命的な欠陥がある。このように、「核抑止」論は、歴史的事実からみても全く機能してこなかったし、理論的にも致命的な欠陥を抱えている。

「核兵器のない世界」を達成・維持するには、「核抑止論」を乗り越えなければならない。それは、容易ではなくても、決して不可能ではない。この間、被爆者をはじめとする市民社会は、核兵器の非人道性に着目し、「核兵器は絶対悪」であり「二度とヒバクシャはつくりたくない」「この星から核兵器をなくす」という気高い思想と不屈の運動によって、TPNW を成立させたのである。

「原爆投下は必要だった」という「神話」が崩れつつある。私たちは、「核抑止」論という無意味で不毛な「神話」も葬り去らなくてはならない¹⁶。

II. 活動報告

1. 2020NPT 再検討会議サイドイベント並びに NY 世界大会ワークショップ開催の検討

2020年NPT再検討会議にあわせ、政府・市民社会によってサイドイベントがとりくまれる予定であった。当協会は、2019年総会において、IALANAとの共催で『核兵器も戦争もない世界』の実現に向けての提案』をテーマとするサイドイベントの実現に全力を挙げることを確認した。またその後、同時期にNYで行われる世界大会—核兵器廃絶、気候の危機の阻止と反転、社会的経済的正義のために—においても同じテーマでワークショップを開催することを計画した。

『核兵器も戦争もない世界』の実現に向けての提案』というテーマでの IALANA との共催は叶わなかったが、2019 年 12 月以降、憲法 9 条の理念を地球平和憲章に結実させることをめざす 9 条地球憲章の会との意見交換を経て、同会との共催で上述のテーマによるサイドイベント・ワークショップ開催に向け、準備を進めることとなった。

残念ながら、COVID-19 の世界的感染拡大により 2020NPT 再検討会議は延期、NY 世界大会は中止（ただし 4 月 25 日オンライン世界大会を開催）となったことを受け、2020 年 3 月末までに当協会は訪米（代表派遣）中止を決め、サイドイベント・ワークショップも中止を余儀なくされた。

けれども、サイドイベント・ワークショップの準備過程において、核兵器廃絶と戦争撲滅の課題の関係について議論を深めることができた。また国内問題にとどまらぬ国際的課題であることを共通認識として、コスタリカとの連携など、サイドイベント・ワークショップの持ち方についての検討も進んだ。2020 年に実現はしなかったものの、今後活かしていくべき経験を蓄積した。

2. IALANA 総会（全体オンライン（Zoom）会議）への参加

2020 年 6 月 18 日、IALANA 総会¹⁷がオンライン（Zoom）会議で開催された。日本時間午後 8 時に開始、終了は午後 11 時近くという時間帯であったが、当協会からは 8 名が参加

¹⁶ 2020 年 10 月 2 日、「核兵器廃絶国際デー」国連総会ハイレベル会合において、オーストリアは「核抑止力は安全をもたらすものではない。この神話を葬ろう」と呼びかけた。さらに同国は TPNW 発効後の第 1 回締約国会合をウィーンで開く意向を示している。2020 年 10 月 4 日付『赤旗』参照。

¹⁷ 機関誌『反核法律家』（2020 年秋号）№104 は、IALANA 総会を特集。

した（全体 24 名参加）。全体オンライン会議ということもあり、事前に IALANA 執行部より議題や「IALANA の今後 5 年から 10 年先までの優先事項」と題される討議文書等がメールで配信され、また各支部からの活動報告や意見も集約され、配信された。当協会も、討議文書を受けての議論に関するペーパーを事前に提出した。

IALANA 総会において、当協会からは、森一恵理事が当協会の活動について、佐々木猛也会長が原爆症認定を求める訴訟について、内藤雅義副会長がビキニ被ばく訴訟について、それぞれ報告を行った。また討論の中で大久保賢一事務局長は、日本における原発差止訴訟・原発被害損害賠償訴訟に触れつつ、「原子力の平和利用」について問題提起を行った。

今回、時差のある欧米日間で、Zoom システムを利用したオンライン会議という初めての試みの中、テクニカルな面での不慣れさや、特に通訳体制の面では井上事務局が孤軍奮闘することとなり、通訳者複数名体制の確立といった課題を残した。

IALANA 総会後は議事録がまとめられ、また総会での議論を踏まえて討議文書も改訂された。尚、この改定された討議文書に基づきオンラインによる共同会長会議が予定されている（時期未定）。

3. 声明

当協会は、「新型コロナ危機—全世界的危機と国際協調の必要性」（2020 年 4 月 8 日）並びに『『核兵器も戦争もない世界』の実現を目指して—被爆 75 周年・NPT50 周年にあたっての私たちの決意—』（2020 年 8 月 3 日）の各会長声明を発信した。いずれも英訳を行い、HP 等で発信した。

4. 意見交換会 朝鮮半島の非核化のために

前回（2019 年 11 月）総会后、4 回目となる同一テーマの「朝鮮半島の非核化のために」で意見交換会を行った。パネリストは山田寿則理事、白充氏、崔鳳泰氏、中村桂子氏、山根和代氏の 5 名であり、田部知江子理事と大住広太理事がコーディネーターを務め、冒頭大住広太理事が問題提起を行った¹⁸。

米朝・南北会談の後、対話の道が閉ざされてはいないが新たな進展がみられない状況下で、TPNW と核軍縮をめぐる国際情勢、朝鮮半島の核問題の歴史的経緯、植民地支配に対する戦後補償の課題、北東アジア非核兵器地帯の創設、平和教育など、さまざまな観点からのアプローチで、日韓朝、対話と信頼醸成をさらに進めて交流を深めること、そのためには平和教育が重要な役割を果たすということを確認する意見交換会となった。

5. 当協会創立 25 周年・機関誌創刊 100 号記念レセプション

2019 年 11 月 16 日（総会・意見交換会の後）、25 年のあゆみを振り返り、当協会会員相互及び関係諸団体との交流を深める場として 25 周年記念レセプションを開催した。

レセプションでは、若い世代の育成・奨励の一環として、創立 25 周年、機関誌創刊 100 号を記念する懸賞論文受賞者¹⁹を表彰した。またレセプション会場で、当協会 25 年のあゆみをつづったスライドを上映した。

6. 「原発と人権」ネットワークの活動、第 5 回「原発と人権」全国研究・市民交流集会 in ふくしまに向けて

¹⁸ 意見交換会の内容は機関誌『反核法律家』（2020 年春号）No.102、41 頁以下参照。

¹⁹ 受賞論文は、機関誌『反核法律家』（2020 年春号）No.102、60 頁以下に講評とともに掲載した。

「原発と人権」ネットワーク会合は、2020年10月に第5回「原発と人権」全国研究・市民交流集会を行い、それに先立って3月にプレシンポを開催することを予定していたが、3月のプレシンポがコロナの影響で中止となり、10月3日に延期・オンラインで開催された。また、2021年3月に予定される第5回「原発と人権」全国研究・市民交流集会開催につき、当協会役員らも加わって開催方法含め議論・検討してきた。

7. 理事会の開催

下記のとおり、理事会を開催した。下記記載の主な議題の他、毎回議論の冒頭に核をめぐる直近情勢について意見を交わした。全体オンライン会議の機会が増えたこともあり、理事会参加人数が二桁にのぼる回数が増えた。引き続き多くの会員の参加を呼び掛けたい。メーリングリストを通じて理事会で話し合われた内容を簡単にまとめた議事録を配信した。

開催日	参加者	主な議題
12月17日 (2019)	9名	総会・意見交換会・協会創立25周年レセプション総括、2020NPT再検討会議に向けたサイドイベントの検討、原発と人権ネット、NGO連絡会、ヒバクシャ国際署名、外
1月24日 (2020)	15名	当面の体制、2020NPT再検討会議サイドイベント・ワークショップの検討(9条地球憲章の会との共催)、原発と人権ネット、NGO連絡会、ヒバクシャ国際署名、20年8月ダニエル・リエティカー来日予定、外
2月14日	15名	2020NPT再検討会議サイドイベント・ワークショップの検討(9条地球憲章の会との共催)、アラン・ウェア氏からの提案外
3月11日	11名	被団協からの訴え、2020NPT再検討会議サイドイベント・ワークショップの検討(9条地球憲章の会との共催)、原発と人権ネット、NGO連絡会、原爆裁判・下田事件アーカイブ、20年8月ダニエル・リエティカー来日予定、外
4月7日	10名	2020NPT再検討会議サイドイベント・ワークショップ訪米中止後の検討、原発と人権ネット、NGO連絡会、ヒバクシャ国際署名、20年8月ダニエル・リエティカー来日予定、オンライン会議のZoom利用、外
5月20日	12名	オンライン世界大会・“勝手にNPT”等参加報告、2020NPT延期後のとりくみの検討、IALANA総会(オンライン会議)準備、原発と人権ネット、NGO連絡会、ヒバクシャ国際署名、20年8月ダニエル・リエティカー来日延期、外
6月24日	14名	IALANA総会(オンラインZOOM会議)報告、11月定期総会・意見交換会準備、原発と人権ネット、NGO連絡会、ヒバクシャ国際署名、8月原水爆禁止世界大会に向けて、外
7月27日	11名	被爆75周年声明の検討、11月定期総会・意見交換会準備、原発と人権ネット、NGO連絡会、ヒバクシャ国際署名、8月原水爆禁止世界大会に向けて、外
8月26日	11名	8月イベント参加報告、11月定期総会・意見交換会準備、TPNW解説ブックレット等制作の検討、原発と人権ネット、NGO連絡会、ヒバクシャ国際署名、ノーモア・ヒバクシャ記憶遺産を継承する会、非核の政府を求める会、外

9月18日	11名	11月定期総会・意見交換会準備、TPNW 解説ブックレット等制作の検討、原発と人権ネット、NGO 連絡会、ヒバクシャ国際署名、ノーモア・ヒバクシャ記憶遺産を継承する会、非核の政府を求める会、外
10月19日	11名	11月定期総会・意見交換会準備、原発と人権報告、IALANA 討議文書配信メールの検討、TPNW 解説ブックレット等制作進捗報告、機関誌次号進捗報告、外

尚、2020年5月より、当協会理事会への遠方からの参加（又は全体オンライン会議参加）に従来のスカイプに代えて、Zoom システムを導入した。

8. 核フォーラム

コロナの影響下、本年度は開催されなかった。

9. 機関誌「反核法律家」の発行

主な内容は以下のとおりである。

号	主な内容
102 (2020 春)	2019 総会・意見交換会「朝鮮半島の非核化のために」、〈特別企画〉25 周年・創刊 100 号記念懸賞論文
103 (2020 夏)	核兵器も戦争もない世界の実現に向けて
104 (2020 秋)	IALANA 総会、〈特別企画〉被爆 75 周年

尚、今期より立命館大学国際平和ミュージアムが定期購読を開始。

10. ホームページの改善

ホームページが当協会と広範な市民社会との最初の接点となることを考慮して、当協会の活動内容や提供情報等を分かりやすく伝達し、かつ使い勝手の良さを追求しつつ、管理会社と協議しながら改善を進めてきた。原爆裁判・下田事件アーカイブが完成し、資料を検索・閲覧できるようになった。

11. 核兵器廃絶日本 NGO 連絡会との協働

核兵器廃絶日本 NGO 連絡会は、核兵器廃絶に向けて日本国内で活動している NGO・市民団体の連絡組織である²⁰。当協会大久保事務局長が連絡会の共同世話人を務め、各団体との意見交換、情報収集などに取り組んでいる。主に連絡会のメーリングリストを通じて密接に連絡を取り合うほか、毎月開催される会合には当協会の役員数名が参加している。

核兵器廃絶日本 NGO 連絡会は、2019 年 12 月パンフレット「被爆 75 年へ：核兵器廃絶のための国会議論に期待します」を作成し、当協会役員らもその起案に協力した。2020 年 3 月からは若い世代が中心となって被爆者とともに「大使館応援ツアー2020」を行い、4 月には Zoom を利用したオンライン報告会にもとりくんだ。大使館応援ツアー2020 の経験については、当協会遠藤あかり会員（NGO 連絡会事務局）がレポートを機関誌『反核法律家』（2020 年夏号）No.103 に寄稿している。

さらに 2020 年 8 月 5 日広島市内で討論会「被爆 75 年 核兵器廃絶へ日本はいま何をすべきか」を主催し、外務大臣政務官（オンライン）、主だった政党の党首クラス、中満泉国

²⁰ 活動内容の詳細は以下のウェブサイトを参照。

『核兵器廃絶日本 NGO 連絡会』<https://nuclearabolitionjpn.wordpress.com/>

連事務次長・軍縮担当上級代表、ICAN のベアトリス・フィン事務局長（オンライン）が一堂に会する得難い機会となった。コロナ対策のため、無聴衆イベントとなったが、オンラインライブで配信され 2100 名にのぼる視聴があったとされ（当協会会員も視聴参加）、YouTube でも視聴可能になっている。

また 9 月 26 日には核兵器廃絶国際デー記念オンラインシンポジウム「想像から創造へ～被爆 75 年と私たちの未来（あした）～」を主催（国連広報センター共催）し、当協会役員・会員も参加・協力した。このとりくみでは 15 名の学生らが中心となって企画運営され、約 1000 名もの視聴参加があったと報告されている。

12. ヒバクシャ国際署名推進連絡会²¹との協働

「ヒバクシャ国際署名」は、2016 年 4 月より被爆者の呼びかけによってとりくみが始まった。TPNW 交渉国連会議や国連総会に署名が提出され、2017 年 TPNW 採択を後押ししてきた。TPNW の成立を機に、署名文言の更新が検討され、核兵器禁止条約にすべての国の加盟を求めることが追記された。

署名推進連絡会では、月 1 回ペースの推進連絡会議と月 3 回ペースの事務局会議がもたれている。当協会からは、田部知江子理事が連絡会議及び事務局会議並びに各街宣行動に出席・参加している。

今期、ヒバクシャ国際署名推進連絡会は、海外展開の強化等をはかるため体制と財政的基盤の充実をめざし、協力団体への拠出金を募った。当協会もこれに積極的に応えた。また若い世代との協働で行われた被爆者による「オンライン証言会」は回を重ねてきた。2020 年までを目標に進められてきた署名は、12,612,798 名（9 月集約）にのぼり、10 月 6 日国連軍縮部に提出された²²。

13. 「ノーモア・ヒバクシャ記憶遺産を継承する会」との連携

当協会は同会に団体加盟し、年会費 1 万円を負担している。また、当協会の久保事務局長（理事）、内藤副会長（理事）、田部理事（監事）が役員として活動に関わっている。

Ⅲ. 活動方針

A 目標

1. 核兵器の廃絶

核兵器の廃絶は、何十年にもわたって苦しみ続けている被爆者の切実な願いであり、当協会はこの願いを実現させるために設立された。よって、核兵器の廃絶は当協会の最優先課題であることを再確認する。核兵器禁止条約（TPNW）の発効を 2021 年 1 月に控え、朝鮮半島の非核化に向けて第一歩が踏み出された新たな情勢を踏まえ、TPNW の普遍化・朝鮮半島の完全な非核化と朝鮮戦争の終結、並びに北東アジアの非核地帯化を通して「核兵器のない世界」の達成と維持を目指す。

2. ヒバクシャ援護

ヒロシマ・ナガサキの被爆の実相が核兵器廃絶の原点である。被爆者援護と同時に福島原発事故の被害者救済に取り組む。また、在外被爆者との連携をはじめ、核実験被害者を含めたグローバルヒバクシャの観点から世界中の核被害者との連帯を進める。

3. 原発に依存しない社会の構築

²¹活動内容の詳細は以下のウェブサイトを参照。

『ヒバクシャ国際署名』<http://hibakusha-appeal.net/index.html>

²² 2020 年 10 月 7 日付『赤旗』参照。

日本政府は、深刻な被害をもたらした福島第一原発の事故について何も反省せず、我々の要求とは反対に、原発再稼働に踏み切ったのみならず、他国への原発輸出を推進しようとしている。我々は政府に歯止めをかけるために、国内外の市民社会との連携を強め、脱原発運動をよりいっそう強化しなければならない。

B 行動計画

1. TPNW の発効を控え、TPNW の普及と日本政府に署名・批准、締約国会合への参加を求めるとりくみ

発効目前の TPNW をめぐる活動も新たな局面を迎えている。

TPNW は、「核兵器のない世界を達成しかつ維持する」ことが、「世界の最上位にある公共善であり、国および集団双方にとっての安全保障上の利益に資する」（前文 5 段）とうたっている。核兵器頼みの安全保障から、核兵器のない世界の実現で平和と安全を確保するという TPNW の価値と論理の普遍化を、広範な市民社会と連携して加速させる。

TPNW は、第 8 条において締約国会合に、非締約国や国連等国际機関とならんで赤十字及び NGO にオブザーバーとして出席するよう招請を行うことを定め、非締約国や市民社会の関与を積極的に求めている。当協会は、核兵器廃絶日本 NGO 連絡会と協働しつつ、日本政府に対し、引き続き TPNW の署名・批准を求めるとりくみを強めながら、締約国会合への参加を求めていく。あわせて NGO の一員として当協会としても、被爆の実相を伝え、被爆者援護にとりくんできたこの間の蓄積を活かし、締約国会合に積極的に関与する。

2. 朝鮮半島・北東アジア非核化のために

朝鮮半島の平和と安定のためには、韓国・北朝鮮双方の敵対的ではない民衆レベルでの交流が重要となる。当協会はこれまでも意見交換会「朝鮮半島の非核化のために」を行い、マスメディアでは伝えられない情報・議論を発信してきた。南北朝鮮及び日本の市民社会における対話と交流、情報交換の場を提供し、提言などを発信していくことは、引き続き当協会の重要な任務である。とりわけ、日本と朝鮮半島の被爆者との連携、在外被爆者やグローバルヒバクシャとの協働に尽力することが求められている。私たちは、引き続き朝鮮半島及び北東アジアの非核化に向けてその展望を、市民社会とともに検証していく。

3. 延期後の 2020NPT 再検討会議に向けて

2020 年 4 月末に予定されていた 2020NPT 再検討会議は、NPT 発効 50 周年、第 10 回目の節目にあっていたが、コロナ危機のため延期され、2021 年 1 月の開催が見込まれている。TPNW は 2021 年 1 月 22 日に発効する。

TPNW は、NPT を補完し強化するものであり NPT6 条に定める核軍縮に向けた効果的措置に貢献するという立場から、市民社会の一員として当協会も 2020NPT 再検討会議の合意形成プロセスを注視していく。あわせて、サイドイベント・ワークショップを企画してきたこれまでの蓄積を活かし、NPT の舞台で「核兵器も戦争もない世界」を実現するための提案をアピールする方法を検討する。

4. IALANA との連帯

今期、Ⅱ.活動報告 2 項記載の通り IALANA 総会が開催され、当協会の活動を報告した他、討議文書等の議論の中で「原子力の平和利用」について問題提起を行い、その後も IALANA 執行部と意見を交わして討議文書の内容を豊かなものにすることに貢献してきた。引き続き、NPT や TPNW 締約国会合をはじめ国際機関による、あるいは国際 NGO による

重要な国際会議の場での IALANA との協力協働、IALANA が主催・共催する国際会議への貢献、ニュースレターへの投稿、また意見交流の場などを通じて連携を強化する。IALANA の組織的基盤を強化するため、当協会に求められる必要な貢献について、協議検討していく。

5. ヒバクシャ国際署名の推進

2016 年 4 月被爆者の呼びかけによって始まった「ヒロシマ・ナガサキの被爆者が訴える核兵器廃絶国際署名」(ヒバクシャ国際署名)は、TPNW の採択にも大いに貢献した。TPNW の成立を機に、当該条約にすべての国の加盟を求めることが追記されたこの署名について、署名推進連絡会は、世界中で億人規模で集めることを目標に活動を続けてきた。2020 年末をゴールに据えたヒバクシャ国際署名のラストスパートに協力するとともに、2021 年以後のとりくみについても協議し、協働の方向を検討する。

6. 核兵器廃絶日本 NGO 連絡会との協働

核兵器廃絶日本 NGO 連絡会は、外務省や「賢人会議」等との意見交換会や、核兵器廃絶国際デーにちなんだイベントなどに積極的にとりくみ、市民社会の声を政府の核政策に反映させるうえで、重要な機会となっている。当協会は、引き続き同連絡会と協働してとりくみを強化する。

7. 「原発と人権」ネットワークとの協力協働

原発に依存しない社会の実現をめざして「原発と人権」ネットワークとの協力協働により脱原発運動を進める。原発被害者損賠請求訴訟や原発差止訴訟を支援し、人類と核は共存できないという立場から、とりくみを強める。

当初 2020 年 10 月に開催が予定されていた第 5 回「原発と人権」全国研究・市民交流集会は 2021 年 3 月に延期された。従前とは異なりオンラインを活用した開催方法となる見込みだが、当協会もこれまで主催・共催してきた「核兵器と原発」分科会の蓄積を活かし、この集会の成功に貢献することを目指す。

8. 当協会会員の拡大と財政基盤の強化

会員数は約 250 名程度にまで減少した。一方で身近な人たちへの入会を呼びかけ、同時に会員にとって魅力ある会とするために活動の充実を図り、当協会の財政基盤を強化する。会計処理については、この間オンライン決済方法を取り入れるなど合理化をはかってきた。引き続き会計処理の効率化を図り、利便性を高めることに努力する。

9. 機関誌「反核法律家」の充実

引き続き年 4 回発行を目標とする。立命館大学国際平和ミュージアムのような定期購読申込例をさらに増やす。大学図書館等への働きかけを強める。

10. ホームページの充実

当協会会員・役員から寄せられた改善案に基づき、さらなる充実を図る。またこの間作成してきた英語版ページの活用で、海外からのアクセスにも対応できるよう内容を検討し、国際的な発信力を高める。原爆裁判・下田事件アーカイブが完成し、歴史的価値ある資料の公開・閲覧が可能になった。反核 NGOs や学生に活用してもらえるよう工夫する。

11. 理事会・役員体制の充実

引き続き毎月理事会を開催する。参加者が増えるよう案内・報告を早めに送るなどの工夫を続け、Zoom システムも活用する。当協会が反核運動の中で、法律分野における最先端の理論集団としての役割を果たせるよう、役員体制を充実し、若手の育成を進める。

12. 「核フォーラム」の充実

今期はコロナ危機の影響下、開催できなかったものの、核兵器廃絶日本 NGO 連絡会との共催も定着してきた。「核フォーラム」は、当協会が幅広く市民社会と意見交換を進める貴重な場となっている。オンラインシステムも活用しながら多くの市民・学生が参加しやすい場をめざす。尚、TPNW の発効にあわせその内容を学習する連続講座や、核軍縮のために人権メカニズムをどう活用するかという観点からの学習や議論などのテーマを検討する。

13. メーリングリストの活用

会員の協力を得て、参加者 142 人（2020 年 9 月 29 日現在）にまで拡大した。そこでは、理事会の案内・報告に加え会員同士の情報提供や意見交換が活発に行われている。今後もメーリングリストを積極的に活用するとともに、参加者数の拡大を図る²³。

14. 「非核の政府を求める会」との連携

「非核の政府を求める会」の専門部会との密接な交流を検討する。

15. 「ノーモア・ヒバクシャ記憶遺産を継承する会」との連携

当協会も加盟団体として「ノーモア・ヒバクシャ記憶遺産を継承する会」の活動、とりわけ「継承センター」の設立に協力する。

²³ メーリングリストに参加していない会員の方は下記連絡先宛にメールアドレスを教えてください。 FAX : 04-2998-2868 E-mail : jalana.office@gmail.com

IV. 日本反核法律家協会会則 改正案

(旧会則)

- 名称 核兵器の廃絶をめざす日本法律家協会（略称・日本反核法律家協会）
- 目的 核兵器の廃絶 被爆者の援護
- 活動 核戦争は法の支配の否定であるから、法律家は核戦争を阻止し、しかも国際秩序を実施し、発展させ、強化することに対し特別の責任を有することを自覚し、世界の法律家と連帯し、日本の法律家と法律家団体を広く結集し、法律家の立場から核兵器の廃絶と被爆者の援護に寄与する活動をする。
- 構成 法律家個人と法律家団体の本会員、一般市民による賛助会員をもって構成する。
- 組織 総会（年1回開催）、理事会（適宜開催）、事務局（常設）
- 役員 会長、副会長（若干名）、理事（若干名）、事務局長。
会長・理事長は総会で、副会長・事務局長は会長が理事会の承諾を得て選任する。
会長は本会を代表し、副会長は会長の会務執行を代行する。
理事会は総会に次ぐ議決機関である。
- 財政 会費と寄附金による。
- 会費 本会員 一万円／年
賛助会員 五千元／年

国際反核法律家協会への加盟手続へ

日本反核法律家協会（Japan Association of Lawyers Against Nuclear Arms）の結成により、国際反核法律家協会（International Association of Lawyers Against Nuclear Arms＝略称 IALANA）の日本における加盟団体となりました。

(会則改正案)

1. 会の目的を次のように改める。
核兵器の廃絶 ヒバクシャの援護 原発に依存しない社会の構築
2. 会の活動を次のように改める。
核戦争は法の支配の否定であるから、法律家は核戦争を阻止し、しかも国際秩序を実施し、発展させ、強化することに対し特別の責任を有することを自覚し、世界の法律家と連帯し、日本の法律家と法律家団体を広く結集し、法律家の立場から、「人類と核は共存できない」ことを確信し、核兵器の廃絶とヒバクシャの援護、原発に依存しない社会の構築に寄与する活動をする。
3. 会の組織を次のように改める。
総会（年1回開催）、理事会（適宜開催）、事務局（常設）
総会の議決は、参加者（オンライン参加者を含む）の過半数の賛成をもって可決成立とする。
理事会は総会に次ぐ議決機関とする。
4. 会の役員を次のように改める。
会長、副会長（若干名）、理事（若干名）、事務局長、事務局次長（若干名）
会長及び理事は総会で選任する。副会長・事務局長・事務局次長は、会長が推薦し、理事会の承認を得て選任する。理事会の承認により会長退任者を顧問とすることができる。
※旧会則に記載された理事長を選任したことはなく、理事の誤記と思われる。

(新会則案)

名称 核兵器の廃絶をめざす日本法律家協会（略称・日本反核法律家協会）

目的 核兵器の廃絶 ヒバクシャの援護 原発に依存しない社会の構築

活動 核戦争は法の支配の否定であるから、法律家は核戦争を阻止し、しかも国際秩序を実施し、発展させ、強化することに対し特別の責任を有することを自覚し、世界の法律家と連帯し、日本の法律家と法律家団体を広く結集し、法律家の立場から、「人類と核は共存できない」ことを確信し、核兵器の廃絶とヒバクシャの援護、原発に依存しない社会の構築に寄与する活動をする。

構成 法律家個人と法律家団体の本会員、一般市民個人による賛助会員をもって構成する。

組織 総会（年1回開催）、理事会（適宜開催）、事務局（常設）

総会の議決は、参加者（オンライン参加者を含む）の過半数の賛成をもって可決成立とする。

理事会は総会に次ぐ議決機関とする。

役員 会長、副会長（若干名）、理事（若干名）、事務局長、事務局次長（若干名）

会長及び理事は、総会で選任する。副会長・事務局長・事務局次長は、会長が推薦し、理事会の承認を得て選任する。理事会の承認により会長退任者を顧問とすることができる。

財政 会費と寄附金による。

会費 本会員 一万円／年

賛助会員 五千円／年

国際反核法律家協会への加盟手続へ

日本反核法律家協会（Japan Association of Lawyers Against Nuclear Arms）の結成により、国際反核法律家協会（International Association of Lawyers Against Nuclear Arms＝略称 IALANA）の日本における加盟団体となりました。

V. 役員体制

日本反核法律家協会役員名簿

役職	氏名	所在	職業	備考
会長	大久保 賢一	埼玉	弁護士	
副会長	高崎 暢	北海道	弁護士	
副会長	内藤 雅義	東京	弁護士	
副会長	成見 幸子	宮崎	弁護士	
副会長	藤原 精吾	兵庫	弁護士	
事務局長	森 一恵	三重	弁護士	
事務局次長	大住 広太	東京	弁護士	
理事	梓沢 和幸	東京	弁護士	
理事	足立 修一	広島	弁護士	
理事	池上 忍	広島	弁護士	
理事	井上 正信	広島	弁護士	
理事	梅田 章二	大阪	弁護士	
理事	浦田 賢治	東京	学者	IALANA 副会長
理事	太田 茂	東京	弁護士	
理事	萱野 唯	東京	弁護士	
理事	君島 東彦	京都	学者	
理事	佐々木 猛也	広島	弁護士	IALANA 共同会長
理事	笹本 潤	東京	弁護士	
理事	椎名 麻紗枝	東京	弁護士	
理事	高見澤 昭治	東京	弁護士	
理事	田部 知江子	東京	弁護士	
理事	徳岡 宏一朗	東京	弁護士	
理事	中川 重徳	東京	弁護士	
理事	中西 裕人	大阪	弁護士	
理事	西山 明行	千葉	弁護士	
理事	村山 志穂	埼玉	弁護士	
理事	森 孝博	東京	弁護士	
理事	安原 幸彦	東京	弁護士	
理事	山田 寿則	東京	学者	IALANA 理事
監事	岡部 素明	埼玉	税理士	
機関誌・会計	井上 八香	埼玉	事務員	
機関誌	田中 恭子	埼玉	事務員	

2020.9.29 鳥生忠佑弁護士 退会に伴い退任